

周囲の状況に配慮 2019年1月24日

屋外や家庭などでの喫煙

※喫煙は、できるだけ周囲に人がいない場所で。とくに子どもや病気の人などがいる場所では喫煙をしないように配慮する必要があります。

禁煙(敷地内禁煙) 2019年7月1日

(旅客運送事業自動車・航空機などは 2020年4月1日から)

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車(バス、タクシーなど)・航空機等

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができます。

子どもや病気の人などに特に配慮しています。

原則屋内禁煙 2020年4月1日

事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所など

※喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要です。

施設内で喫煙可能2020年4月1日から

喫煙目的施設

※喫煙を主目的とするバー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所など。

全ての施設において、喫煙可能部分には下記の対策が必要です。

★屋内での喫煙は喫煙室の設置が必要



喫煙専用室あり

★客・従業員ともに 20 歳未満は喫煙エリアへ立入禁止



★標識掲示が義務付けに



喫煙可能室あり



喫煙場所